

平成22年度東京都税制調査会（第7回小委員会）
議事録

日 時 平成22年10月18日（月）
場 所 都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

平成22年度第7回東京都税制調査会

平成22年10月18日（月）16:02～17:30
都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

【小委員長】 お忙しいところをお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。ただいまから平成22年度東京都税制調査会、第7回の小委員会を開催させていただきます。

それでは、本日のテーマの審議に入ります。前回に引き続き今年度の審議の成果を踏まえながら、中間報告を取りまとめて11月を目途に公表したいと考えております。本日は前回の小委員会での議論を踏まえて、温暖化対策税に関する素案の修正を行った部分も含めて、その全体について中間報告（案）を用意しておりますので、ご議論いただきたいと思います。

それでは、まず事務局から説明をお願いします。

【税制調査担当課長】 それでは、事務局から資料の説明をさせていただきます。平成22年度東京都税制調査会中間報告（案）についてでございます。初めにお断りさせていただきますが、前回までの小委員会での議論を踏まえて作成したものでございます。前回、お示しした構成案と比べて全体の流れの関係で若干異なっている部分がございます。ご了承いただければと思います。

それでは、本文に従ってご説明させていただきます。まず1ページ目、「I 当調査会の基本的立場」でございます。これは前回お示しした構成案では2番目になっていたのですが、全体の流れの関係で1番ということにさせていただいております。これにつきましては、昨年度の内容の確認ではございますが、近年、環境重視の社会経済システムを構築するということが強く求められているということから、今後は環境を重視した税制ということも当調査会の基本的な立場として加えるということを最初にお断りした上で、それぞれの項目の説明ということになっております。

まず1番目、「分権の推進」でございます。地方分権を必要とする理由ということで、公共サービスの効果的な提供の必要ですとか、行政の無駄の排除といったことをあげた上で、地方自治体の自主的・自立的財政運営のためには地方税の充実が必要であるとしております。

引き続きまして2ページ目、「公共サービスに必要な財源の確保」でございます。我が国における厳しい財政状況、あるいは少子・高齢化における今後の社会保障費の増大といった中で、公共サービスに必要な財源を確保するためには国民の負担増について早急に検討し、理解を求める必要があるとしております。

引き続きまして3ページ、「3 時代に対応した『公平』の実現」でございます。まず、(1)で少子・高齢社会に対応した税制でございますが、これにつきましては国民が広く負担を分かち合い、現役世代に過度の負担を求めない税制の構築が必要であるとしております。

引き続きまして4ページの(2)所得格差の拡大に対応した税制でございます。これにつきましては、所得格差の拡大に対する税制面での対応ということで、個人所得税の所得再分配機能を回復し、公平感を高める必要があるとしております。

引き続きまして、(3)社会経済の活力を高める税制でございます。これにつきましては企業の生産活動がさまざまな公共サービスによって支えられているということに鑑みて、経済活動の活性化のためには公共サービスに必要な財源を確保して、それを効果的に投入していくことが必要であるとしております。

引き続きまして5ページ目です。「4 環境を重視した税制」でございます。これにつきましては環境問題を解決し、持続可能な発展を実現していくためには、分野を超えたさまざまな取組みにより、環境重視の社会経済を構築していく必要がある。税制においても環境負荷に応じた課税など、環境重視の視点を

組み込む必要があるとしているところでございます。

引き続きまして、7ページ以降、「Ⅱ 本年度の報告の背景」ということでございます。以上の基本的な立場を踏まえて、昨年度の中間報告以降の税制をめぐる各分野の取組み状況について概観してございます。まず、1番の「税制抜本改革」の関係でございます。これにつきましてはギリシャ危機等による公的債務リスクといったものを背景として、財政健全化に向けて財政運営戦略が策定されました。その中で税制抜本改革についても掲げられているところなのですが、今のところ具体的な検討は進んでいない状況であるということでございます。

引き続きまして、2の「地方分権」の関係でございます。これにつきましても6月に地域主権戦略大綱が策定されて、その中に地方税財源の充実といったことも基本的な方向として掲げられているところですが、これについても具体的な検討は進んでいないという状況でございます。

引き続きまして8ページ、「3 法人実効税率」の関係でございます。これにつきましては諸外国の傾向をもとにして、実効税率の引下げの議論がございます。新成長戦略でも取り上げているところですが、いわゆる企業立地とか競争力との関係について明らかにされていない。あるいは財源も明示されていないといった問題があるという状況でございます。

それから、引き続きまして「4 温暖化対策税」の関係でございます。これにつきましては、現在、国におきまして化石燃料に対して輸入・採取等の上流段階で国税として課税するという案が検討されているところですが、これにつきまして、CO₂の排出抑制効果、あるいは地方への税源配分といったことで問題があるとしております。

以上、こういった基本的な立場及び背景を踏まえて、今回、提言を行うということにしております。

【税制調査課長】 では、続きまして10ページ以降の温暖化対策税の制度設計についてご説明させていただきます。こちらは前回、素案という形でご覧いただいてご意見をいただいておりますので、修正した箇所について説明させていただきます。

まず10ページ、2つの部分について修正ですが、これは国の特定の省に対する指摘になっていたところを改めたものでございます。

続いて12ページ、「課税対象」のところですが、電力については使用段階で電気に課税すべきであるとしていたところですが、考え方として、それは自明とは言えないだろうということで、間に理由を挟んで、そのためには使用段階で電気に課税すべきであると改めてございます。課税ポイントのところでは、消費段階の課税の話をするときに民生部門の対策の話を絡めたほうがよからうということで直したものでございます。

続いて17ページのところでございます。ここはいわゆるレベニューニュートラルの話がございまして、一般財源としつつとしていることとのバランスとして、特定の減税はおかしいというのは辻褄が合わないのではないかというお話があつて、書きかえたところでございます。

続いて(6)の地方税に係る軽減措置のところは、3つ目のポチのところにあります。大きく考え方として3つの方法がありますということを整理した上で書いていったものでございます。ブリティッシュコロンビア州のところは、より正確な表現に改めさせていただいております。電気に係る免税点のところは、具体的な水準についてはなかなかいろいろな議論があるということで、考え方にとどめることにしております。

続いてCO₂の削減義務のところでは、8割という例示があつたのですが、その例示がなぜかというお話があつたので、そのあたりを書き直してございます。

続いて(7)試案のところですが、前回は税率と税源配分のところだけが試案の中に入っておりまして、

そうした形だとインセンティブをねらうというよりも、財源確保の色が濃く出過ぎるのではないかというお話がありましたので、シミュレーションも、効果等言っている部分がございますので、あわせて試案の中に整理させていただきました。

20ページ以降は、前はシミュレーションの結果について簡単な記載になっていたのですが、そのあたりをボリュームを膨らませて丁寧に書かせていただいたものでございます。

23ページの既存税制との整理のところでは、自動車に対する課税という言い方をしていたのですが、車体課税との整理を書き分けるようにという指摘を踏まえて直したものでございます。

24ページの(2)の原子力・再生可能エネルギーのところなのですが、従前は税負担について再生可能エネルギーを除いた形でかけても、入れた形でかけても変わりませんとしていたのですが、若干表現を改めまして、再生可能エネルギーの度合いによって税率が動くのだというような書き方に改めさせていただいております。

最後、27ページのところで、温暖化対策税のほかにもろもろの施策があつて初めて効果を持つものだというご指摘をいただいたことを踏まえ書き加えさせていただいたものでございます。

以上、温暖化対策税の第3章についてでございます。

【税制調査担当課長】 引き続きまして、28ページ以降、「IV 税制改革の方向性」以降についてでございます。

まず、税制改革の方向性について、28ページの1番ということで、基本的な考え方ということでお示ししてございます。これにつきましては、今後、地方自治体が住民のニーズに応じた公共サービスを提供していくためには、地方税の充実が不可欠である。特に我が国における地方の役割が大きいということも踏まえて、税収規模の大きな基幹税を国、地方で分かち合うことが重要ということにしております。こうしたことから、地方消費税の充実、それから、法人二税の基幹税としての維持が適当であるとしてございます。

続きまして29ページに「2 地方消費税・消費税」の関係でございます。まず、(1)の基本的な考え方でございます。地方消費税につきましては、地域間の遍在が小さい、あるいは税収も安定的であるといったことから、地方税に最もふさわしい、あるいは広く消費に負担を求めるということで、勤労世代に負担が偏らず、世代の負担の公平を確保できるということで整理してございます。

続きまして(2)税率のあり方でございます。少子・高齢化の進展等の中で公共サービスの適切な供給が必要ということで、税率の引上げについても、その時期、引上げ幅を早急に検討すべきとしております。その際、行政の無駄の見直し、あるいは景気への配慮といったことも必要であるとしております。

続きまして30ページになりますが、(3)の低所得者への配慮でございます。これにつきましては軽減税率、あるいは給付付き税額控除、あるいは歳出面での施策と幅広く検討すべきであるとしております。

引き続きまして31ページ、「3 法人二税・法人税」の関係でございます。まず、(1)の基本的な考え方でございます。これにつきましては、法人が企業活動にあたって地方の行政サービスを受けているということで、法人二税は引き続き地方の基幹税として維持していく必要がある。あるいは税収の安定化、遍在の是正に効果があるということで、法人事業税の外形標準課税の拡大が適当であるとしております。

続きまして32ページになります。(2)法人の実効税率であり方についてでございます。今、法人実効税率のあり方が議論されているところなのですが、ここに3つ、a、b、cとございます。a. 法人の公的負担の状況です。法人所得課税と社会保険料の事業主負担を合わせた法人の公的負担は決して高いとは言えない。それから、b. 実効税率、企業立地・投資との関係でございますが、実効税率とそれらの関

係が明確であるとは言えない。それからあと、c. 国際競争力との関係ですが、これにつきまして必ずしも実効税率が国際競争力の有力な要因とは言えないということで、慎重に検討を行う必要があるとしております。また、実効税率の引下げの場合につきましては、課税ベースの拡大など財源確保に留意するとともに、地方法人課税が国の政策誘導の手段になじまないということに留意する必要があるとしております。

続きまして、同じ33ページになりますけれども、4の「地方財政調整制度」関係でございます。まず、(1)の地方法人特別税の関係ですが、これは地方の自主財源を財政調整の手段として用いるということで、分権改革に逆行するとした上で、税制抜本改革が難しいのであれば法人事業税を直ちに復元すべきであるとしてございます。

続きまして、(2)の地方財源全体の充実の必要性でございます。まず最初に地方税の充実が図られたとしても、現在の交付税制度の中で交付税額の減少を招いてしまうということになります。それについては十分配慮がなされるべきであるということと、34ページに飛びまして、現在、検討されております国庫補助負担金のいわゆる一括交付金化なのですが、これについてはまだ現在、制度の趣旨が明らかではないのですが、地方の自由度の増加といった本来の目的にかなうような制度になるように配慮すべきであるとしております。

それから、最後に35ページ以降、「V その他の検討事項」ですが、これまで触れた以外にも地方税財政に関する課題について幅広く検討を行ったということで、35ページ以降に、1番目に「少子・高齢社会における経済成長と税制」、36ページ、「所得格差・貧困問題と税制」、37ページ以降、「固定資産税・都市計画税」、それから、38ページ、「税務行政のあり方」ということで、この大きく4つの項目について、その検討内容及びそれぞれについて出された意見をご紹介しますという形にしております。

雑駁ではございますけれども、中間報告(案)の内容については以上でございます。

それから、最後におつけしてございます〇〇委員のご意見でございます。大きく3点でございます。まず1つ目が温暖化対策税の制度設計について、それから、2番目として少子・高齢化における経済成長と税制。これは今申し上げました35ページ以降の記述の関係かと思われませんが、それについて、負担を求める場合についてはビジョンを示して税負担に対する理解を得るといったことについて書いたほうがいいのではないかとございまして。それから、細かな表現についてということで、インフラ整備という言い方をしたときに、いわゆるソーシャルキャピタルといったニュアンスが出るような表現にしたほうがいいのではないかとご意見をいただいております。

雑駁でございますが、資料の説明については以上でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。

ご意見をいただく前に、まず、ただいまの説明について何かご質問がございましたら、いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、これらの事項につきましてご意見をいただきたいと思っております。まず初めに、本日初めて提示された部分、つまり、温暖化対策税以外の部分、Ⅲ以外の部分についてご意見があれば、どこからでも出させていただきたいと思っております。いかがでしょうか。当調査会の基本的立場、報告の背景、税制改革の方向性、その他の検討事項ということでございまして。いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 少し意見と質問が混ざると思いますが、数点についてお願いいたします。まず、第1点は2ページの上から4行目から、「分権のもう一つの理由は――」というところですが、その2行目の「一部の公共事業において、無駄遣いが生じている」とありますが、これは公共事業ではなく他の問題もありますので、「公共事業など」と書いてはどうかと思っております。

それと同時にその次の段落ですが、「事業費の相当分が国から地方への移転財源に頼っている状況下においては、公共部門のガバナンスも弱まり、コスト意識も弱まり、財政規律も弛緩する」と書いてあるのですが、この意味がこの文章ではわかりにくいのではないかと思います。そこで、「移転財源に頼っている状況下においては、地方の公共部門のガバナンスも弱まり、コスト意識も弱まり、財政規律も弛緩する」という問題があるというような表現にしてはどうかと思っています。

それから、36ページの所得格差・貧困問題と税制のところですが、その最後から3行目ですが、「特に高齢者の比重を考えると公的年金等控除の広範な存在が、所得再分配機能を弱める結果となっている」という、確かにこの部分だけとれば所得再分配機能を弱めることにはなっているのでしょう、全体として見れば、4ページのところの表現にもありますように、「所得格差の拡大の要因として高齢者の社会全体に占める割合が上昇していること」というように書いてありますが。そのこと本体が所得格差を拡大している要因にもなっているのです、この表現が適当なのかどうか少し疑問に思いますので意見として申し上げます。

温暖化対策税以外の部分については、以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

ただいま2点出されました。最初の点は2ページ目です。2ページ目の5行目、「一部の公共事業」、公共事業に限らないので「など」であろう。「など」という言葉を入れる。それからもう一つ、その3行下、公共部門の前に「地方の」ということを入れるということでございます。これは案の意図としては、公共部門のガバナンスというのは、これは国、地方を通じてという意味でということですか。

【税制調査担当課長】 はい。全体ということで、国の官僚機構の縦割り行政とか、そこら辺も含めて、全体として無駄が生じているというつもりで。

【委員】 ですが、「地方への移転財源に頼っている状況下において」ということは、こういう状況だから無駄が生じているのであって、これをなくして自主財源にすればガバナンスが高まってくるし、コスト意識も高まってくるという趣旨で書いたのではないですか。私はそうでないと全体的にはおかしいなと思って読んだのです。だから、国も入っているとなるとちょっとおかしいなと思って読んでいたのです。

【小委員長】 なるほど。これはつまり、頼っているというのは、地方が国に頼っているということと、それから、逆に言うと国、府省が自分の事務事業分野の仕事をするのに逆に地方に頼っている、そういう意味でもたれ合っている。そういう意味が入っているということです。その意味はそういうことだと思えますが、ここで公共部門、ガバナンスという言葉は地方だけ、国だけということでも、公共部門全体ということを多分イメージしているのだと思いますので……。

【委員】 そうなると、分権のもう一つの理由を書いているのではないかと思いますね。

【小委員長】 ええ。

【委員】 分権を進めなければならない理由として、こういう問題があるということを述べようとしているのではないかと私は認識しておりまして、国の問題を言っているのではなくて、分権を進めるにはこういう問題があるから税源を充実して自主性を持たせようということを書いているのではないかと考えているのですが、国が入ってくるとその辺が文章としておかしくなってくるのではないですか。

【小委員長】 ここについては、ご意見いかがでしょうか、ほかの皆さん。ここは事業費、移転財源を減らして国は国で自分の仕事は自分の財源でやる、地方は地方の財源でやるというシステムにするほうが、国と地方、両方合わせた公共部門全体としてのガバナンスが改善される。そういう意味を含めて言っているのだと思いますが、そこを明らかにできるように少し表現を工夫させていただきたいと思います。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 小委員長がおっしゃるとおりでいいと思いますけれど、日本語の問題として「分権のもう一つの理由は、無駄遣いが生じていることである」というのは、これは前段のポツで言えば、分権が必要とされている理由のもう一つはというつもりでお書きになっているはずですよ。

【小委員長】 ああ、そうですね。

【委員】 とすると、無駄遣いが生じていることがもう一つの理由というよりかは、それを改める必要があるということがその理由なのではないかと思うので、それも含めて書きぶりを整理されるといいのかなと思います。

【小委員長】 今、〇〇委員の言われたことはそのとおりです。前のページ、1ページからのバランスで考えると、それはそのとおりだと思います。ここの表現を工夫させていただきたいと思います。

それからもう一つ、36ページです。ここはこの小委員会を何回か開く中で、所得格差・貧困問題と税制についても、たしかこれは〇〇先生においでいただいて議論したところですが、ここでの議論については、いわゆる委員会としてのまとまった統一見解としての意見をまとめたというよりは、そこで出されました各委員の意見の中で主なものを拾ったという、そういう性格になっております。このVはそういう形になっております。そのことがまず1つです。

その上でですが、それからもう一つは〇〇先生においでいただいたときにもこの議論はたしかあったかと思えます。それで、公的年金等控除については、これは例の社会保険料控除もあって、公的年金、つまり、給付のときにも控除があって二度控除しているのではないか。これは余りにも公的年金について優遇し過ぎではないかというご意見が出されて、それについては特にそれに反対する意見もございませんでしたので、それでここに載せさせていただいているということでございます。

このバランスとして、所得格差が、ジニ係数ですか、増大したということについて高齢者が社会に占める割合が上昇しているということも有力な要因の1つと指摘されていることがあるものですから、それは前段、4ページに書いておりますけれども、それはそれで書きながら、ここにおいては高齢者も増える、そして公的年金等控除がかなり金額の多い控除になっているということも指摘したということでございますので、その点を統一見解ということではございませんが、有力な意見として出させていただいたということなのです。ですから、これはこれでよいのではないかと思うのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。他のところにつきましても。では、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 全体の議論で何か矛盾した表現が散見されるのですが、例えば2ページの2の公共サービスに必要な財源の確保の前のところのポチ、地方が自らの責任云々と書いてあって、「国から地方への移転財源をできるだけ縮小し、自主財源である地方税の充実を図っていく必要がある」という表現があるのですが、この自主財源の意味、例えば消費税を上げましょう、地方消費税もお金をいっぱい回して下さいという話があるのですけれども、半分は都道府県から市町村への交付金なので、都道府県から市町村への交付金を増やすのはいいのかと。人口と何かで割っているのでしょうか、まあ、あんまり言うのはよします。

【小委員長】 わかります。言われたことはわかります。

【委員】 それともう一つは、同じところで最後の33ページのところで、地方税の充実が図られたとしても、交付税が減るから気をつけましょうとあるのですが、交付税を減らして地方税を増やすのが——いや、僕は必ずしも賛成とか反対とか言いませんが、一番初めの2ページを読む限りは、それが趣旨のような気がするのです。読んでいて、この2点にはすごく違和感がありました。

【小委員長】 ありがとうございます。前の地方税・地方消費税に関しては確かに現在半分は市町村へ

人口と従業者数に応じて交付しているということです。要するに、まず、交付金たるものを自主財源と呼ぶべきかという問題ですね。国から地方への移転財源の枠ではないと言え、広い意味では地方税ということになりますが、そこも東京都としては、それ以上……。

【委員】 要するに自分のところの権限が増えるのだったらいいのかという話ですよ。まあ、東京都と言えば、特に固定資産税の話もあれでしょうし。

【小委員長】 ああ、そのさっきの。固定資産税の話は、ここでやって、さらに。

【委員】 あとは都内の都の中の23区の交付金の話もありますし。

【小委員長】 あります。

【委員】 ええ。だから。

【小委員長】 財政調整というのもあります。

【委員】 財政調整の話もありますし。

【小委員長】 今回は、確かに都道府県と市町村、あるいは都と区という中のところにあまり深くは踏み込んでいないということは見たとおりでありまして、固定資産税・都市計画税を議論したときにも、ここに書かれたとおり、そこまであまり踏み込んだ表現にはなっていないということはそのとおりであります。

それから、交付税の話ですが、これは表現が確かに、〇〇委員よくご存じのとおり、地方税を増やしたときに地方交付税が増えるか減るかというのは、要するに地方財政計画の規模によってまず決まるわけです。ということになっていますので、そこを言わずにここだけ言ってしまうと、何か非常に舌足らずといえますか、バランスがとれない書き方になっているのだろうということが指摘されているかと思います。ここについて何かほかの委員で、皆さんからご意見がございましたら。どうでしょうか、この点。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 市町村への交付金はもう自主財源と言ってしまっているのではないかと思うのですが、つまり、小委員長がおっしゃったように、まさに国とオール地方自治体というか、そうすると地方消費税は都道府県で税率が変えられるのか、変えられないのかみたいな話からすると、細かい話をするとなんをもって自主財源かという話に確かになると思うのですが、私の印象で、ないしは私がこの文章から理解している自主財源というのは、あくまでも国の指図を受けない形で、地方自治体が単体としてということもあるかもしれないが、単体ばかりでなくて、ある種、地方自治体総体として説明責任を果たし得る財源ということで、なぜそういう税率にしたのかということの主體的に、ないしは自主的に自ら矢面に立って説明するのだという、そういうものを自主財源と言って一括りにしていいのではないか。

そういう意味では、当然、地方消費税も、今のような地方税法の書き方でいいかどうかは別としても、少なくとも、今後、地方消費税を拡充するというのであれば、なぜその地方消費税の実体的な税率を上げるのかということは、それは地方が、自治体が説明をすることを迫られるわけで、それは当然そういうことを果たしていくことを通じて、地方自治体総体として自主財源ということとして位置づける、その財源の配分をどれだけ都道府県に残し、どれだけ市町村に渡すかということは、それぞれまた別途考えればいいということであれば、私は2ページのところは意味が通るのかなと、思います。地方交付税の話は、確かに少し、そういうつもりなのかどうかわかりませんが、東京都以外の道府県に対してリップサービスをしているというようなニュアンスとしか、言いようがない記述という感じがするので、もう少しエレガントに書いたほうがいいと思います。

【小委員長】 わかりました。IVにつきましては、これは前回申し上げたとおりでございまして、昨年度の間報告がまずあって、その要旨を要約しつつ、今年度のその後の経過について述べたということ

なので、昨年度の中間報告を要約する段階でかなり省略したところが多い。ただ、その省略の仕方については確かに慎重に、確かにほかの、いわゆる道府県に対する配慮といえますか、そういうことも含めつつ、しかし、片方で移転財源を減らせと言っているわけですから、それでは、交付税は移転財源ではないのかという話になってくるので、そこの書き方について、少しここもやはり工夫が必要かなと私も考えておりますので、もう一度、昨年の中間報告を読みつつ、もう少し丁寧に説明をしていきたいと考えております。いかがでしょうか。これでよろしければ——〇〇委員、どうぞ。

【委員】 このところ出席していなくて申し訳ないのですが、資料は読ませていただいております。タイミング的に国のほうがちょっとストップしている状況で、動きはないと思いますので、このままということなのだろうと思うのですが、温暖化税のところはかなり今回ボリュームが書き加えられているので、イメージが非常にわかりやすくなったと思います。

もう一つ、多分、ここでのポイントは、法人税率引下げに対して東京都はそうではないといっている考え方が5ページのあたりですが、5ページの上の2つ目のポツぐらいですね。企業負担の軽減ではなく、むしろ公共サービスの充実を図り、魅力豊かな都市づくりをしていくことであると、このあたりが、思いがあるところなのだろうと思いました。これからいろいろな可能性がございますので、神奈川県企業の訴訟も最高裁に行っていてどうなるかわからなくて、必ずしも、負けないかもしれませんが、東京都としても国のほうがどうあっても何かしらの可能性を採るとするのは当然いろいろあるわけですから、それ自身は、こういうふうに書いておいてもよいのかなと感想ですが、そのように思っていました。

【小委員長】 法人税の実効税率の引下げにつきましては、先ほどの地方交付税のところを書いてあるのと同じページで、33ページの上のところ、これだけ実効税率引下げが非常に議論のテーマになっておりますので、それについてどう考えるかということで、この2つ、段落を触れております。前回の小委員会のときに、こういう方向で書きたいということについては予告といいますか、資料でお示ししておりますので、課税ベースの拡大ということをどこまで考えるのかということについては、政府の閣僚の方々もいろいろ発言されているようですので、どういうことになるのかわかりませんが、そういう方向でどこまでできるのかということについて、東京都、あるいは地方としても、十分関心を持って見ているという、そういうメッセージだと思います。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 2ページで自主財源での地方税の充実を図っていく必要がある。ごもっともだと思いますし、そのために今議論しなければいけないのですが、給与所得控除については過去から都税調でかなり議論したように思うのです。それが給与所得控除については、私が見る限り4ページの下から四、五行目のところに「給与所得控除の上限設定等により課税ベースを広げる」と書いてあるのですが、それは専ら高額所得者の個人所得についてであるように思うのです。地方の財源をもう少し自主財源として充実させるという中で、どこの国よりも最大に多い給与所得控除について、もっとはっきり言っていく必要があるのではないかと記憶をしていますが、給与所得控除の問題について、1,000万円以上の所得についての上限だけを言っているということについては、これでよろしいのかどうなのか。

それからもう一つは、議論としては正規労働と非正規労働との格差とかというのは盛んに言われているのですが、それが所得で言えばかなり高額な給与所得と非常に不安定な給与所得という差でもあるわけです。そういうことを考えると、ここで給与所得控除の問題を地方の財源として論じるときに、4ページだけで済まされるのかどうなのかというのは、私としては少し足りないのではないかと感じますが、いかがでしょうか。

【小委員長】 4ページは、(2)と書かれているのは格差拡大への対応という意味でここでは書かれておりますので、この上の部分、正規雇用と非正規雇用者との格差については、そこに書いてあるとおりでございます。それから、給与所得控除につきましても、所得格差の拡大ということと言えますと、確かにいわゆる上限設定というところに重点を置いてここでは触れておりますが、給与所得控除全体の例えば縮小といいますか、そういうことについて今年の小委員会でその議論がされたという印象は、実は私はあまり大きく持っていないのですが、昨年から含めてのことになりますので、その点について議事録なども確認させていただきたいと思えます。議論についてですね。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 ここで、確かに2で格差の拡大について言っているのですが、給与所得控除の問題は高額所得者に対する、つまり、具体的に言えば1,000万円以上ということになるのですが、課税ベースを広げるという観点、それから、地方の財源拡充ということも踏まえて考えると、これだけでよろしいのですかということです。

【小委員長】 事務局から何か。

【税制調査課長】 実は、〇〇先生におっしゃっていただいたところを少しだけ書いているところがございまして、36ページになって、ここは出された意見というところになっておりますが、その(2)の頭のところが今おっしゃっていただいた「所得格差への税制面の対応については、現在の個人所得課税において所得控除等により課税ベースが縮小されており、結果として所得再分配機能が果たしていないのではないか」とわりと大きめに全体の話を書いているつもりではあります。

【委員】 給与所得控除全体の見直しのおつもりがあればいいのですが。本当は、私はもう少し重要な問題だと思うのです。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 私も何点か意見があるのですが、〇〇委員のご意見がありまして、私も給与所得控除については、今のままでいいというわけにはいかないと思っているのですが、もう少しせつかく都税調で議論しているという立場を考えれば、仮に国の所得税で控除をどうするかということはさておき、個人住民税での控除のあり方をどうするかということに1つの焦点をあてた場合に、給与所得控除の個人住民税でどこまで現行のまま存置するのかというような問題意識とか、そういうようなところは現実的な話に引きつけられるのではないかという気はいたしてまして、今、直ちにこうせい、あせいという話ではないのですが、仮に国が、もちろん平仄はできるだけ合わせたほうがいいとはいえ、現行の所得税と個人住民税との対応を考えても、控除については若干違いがあるわけですね。だから、違いが全くあってはいかんというわけではない。あまり多くても困るけれども、全くあってはいかんというわけでもないのだから、その間のところで、もう少し都が主体的に考えた場合に、ないしは地方自治体側から主体的に考えた場合に何ができるかということは検討の余地があるだろうとは思えます。

それから、ほかの論点なのですが、5ページで、これは小幡委員が言われたようなことだと思うのですが、世界の都市間競争でのプレゼンスが低下しつつあるという認識は私もそのとおりだと思います。ただ、その後、これは東京都の税制ということ念頭に置いた場合には、まあまあ、そういう書きぶりもあるのかなとは思いますが、「企業負担の軽減ではなく」というところまで否定してしまうというのはやっぱり言い過ぎているのではないか。「よいかは」とか、せいぜいそのぐらいまでなのではないのかなと。言下に否定するというのは、極端に言えば現内閣に対する当てつけという感じで、そういう感じもありませんので、そこまでやらなくとも、派手にやらなくともいいのかなと。東京としては、それよりもこれだということを言いたいということであれば、それは私も理解はいたします。

それから、8ページも同様の話で、書きぶりですが、日本の実効税率を引き下げるべきという議論があるというのはそのとおりののですが、これは8ページだけではなくて32ページとの関係、そこでの書きぶりのトーン等もあるのですが、国がどうするかというところまで言うのもいかなものかなと。少なくとも私の立場は、国税としての法人税は下げるべきだとは思っていますので、極端に言えば、東京都の都合も聞かずに勝手に地方法人課税の話を決めるべきではないとは言ってもいいのですが、国が国で勝手に、こっちはこっちでやりますからという、つまり、東京都の税制にまで立ち入らない範囲においてやるということまで、それはやめるべきというのはちょっと言い過ぎている感じがあって。

もちろんそのようには書いていないのですが、何を指して法人実効税率と言うかということについては、少しケアフルに表現をしたほうがよくて、抽象的に法人実効税率とだけ書くと、国と地方を合わせた法人実効税率と通常は解釈されて、そういう言葉遣いでこれはやめるべきと言ってしまうと、さっきも申し上げたように、国は国で東京都に迷惑がかからないとまでは言わなくとも、本当は影響があるのですが、法人税というのはあるのですが、法人税割など、ある意味で迷惑は全く関係ないというわけではないのですが、国は国として政策としてやりたいと言っているところまで、そこはやめるべきと言うのは言い過ぎているという気がします。それよりかは例えば事業税など、そういうところは、それは東京都の都合を聞かずに勝手にそちらで何か決めるのはやめてくれと訴えるというのは、確かにそれはそのとおり、そこは強く訴えてもいいところかなと思います。

それから、29ページで地方消費税の話は、私もこれは拡充が今後求められる税だとは思いますが、それから、世代間の公平ということも重要なポイントだと思いますが、(1)の基本的考え方の2つ目のポツのところで、最後、最もふさわしい税の1つと書いてあるのですが、どこまで「最も」という言葉に入るのかどうかというところは、いや、確かに「最も」に近いけれども、最もの上に個人住民税や固定資産税というのがあって、それと同列に並ぶところまで格上げするというところでいいのかどうかというところは少し議論が必要かなと思います。

それから、30ページは税率引上げにあたってはという話があるのですが、ここはもう少し積極的に書いてもいいのではないかなと思っていますところで、つまり、税率引上げに当たっては景気好転を前提とするともというはそのとおりですが、かといって、この税率引き上げの議論を景気好転まで待つべきではないというか、きちんと景気が好転すればいつでも税率を引き上げられるようなプランが用意されている。あとは政治の決断だというぐらいに、議論を景気好転まで待つべきではないというぐらいに、好機を逃さずスタンバイしているというニュアンスで、スタンバイすべきだというニュアンスで書いてもいいのではないかなと思います。

以上です。

【小委員長】 まず、先ほどの所得控除関連からいきますと、所得控除、もちろん基礎控除に5万円の差があるということは皆さんご存じのとおりで、所得控除において国と地方、所得税と住民税の控除の額が違っているというのはご存じのとおりでございます。それぞれ違いがあってもよろしいであろうし、よく議論になりますように生命保険料であるとか、そういったものの控除がなぜ地方税に要るんだという議論も当然あるわけでございます。ほかにも、私は個人的にはいろいろ意見はございますが、ちょっと措いておきまして、ただ、そういう意味での所得控除についての違いを考えるという点がございまして。

それから、給与所得控除は皆さんよくご存じのとおり、いろいろな性格を持った控除で、つまり、例の必要経費的な概算控除の性格も含んでいます。つまり、そこで国と地方に差をつけるということになりますと、例えば事業所得などについての経費も国税の所得税における事業者に対する必要経費の算定の方法と地方税の算定の方法は違うということになってきますと、これまた大変なことになるかと思っておりますので、

もし合わせるということになりますと、そちらも見直さなければいけないのかと思います。ですから、給与所得控除に関しては恐らく国から離れないほうがいいのかと、私はそう思っておりますが、ただ、控除全般につきまして、当然、地方税の立場から見直すということは必要な点もあろうかと思っておりますので、そこは今すぐにどうこうは言えないのですが、これは次年度の課題に送らせていただきたいと思います。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 給与所得控除を国と地方が別立てにしようということは一言も言っていません。

【委員】 私がそのようなニュアンスを申し上げた。

【委員】 ああ、そうですか。私はそうではなくて、給与所得控除そのものに矛盾がありますから、それは我々の地方からも発言していく必要があるのではないかと。それが地方の財源にもつながることですから、それは言うべきことは言ったほうがいいのかではないのですかということをお願いしているだけです。

【小委員長】 わかりました。それでは、国、地方別という話ではなくて、それについての控除制度のことについて、次年度にそれは議論させていただきたいと思っております。

それからあと、〇〇委員からは法人税について、法人実効税率について地方のほうを下げるなどというのはわかりますが、国まで下げるなどというニュアンスが出ないほうがよろしいというご意見、これは確かに国は国で考えて、先ほど申し上げたとおりで課税ベースのことも考えつつ、実効税率をどうしようかという議論をやっているのです、そこに対してあまり全体をどうこうという、そういうニュアンスにならないように気をつけたほうがいいのかということかと思っております。それは少し表現を考えたいと思っております。

それから、地方消費税の……。

【会長】 「最も」です。

【小委員長】 「最も」ですか。「最もふさわしい税の1つ」、ちょっと強過ぎるのではないかということですね。平均的というよりは限界的といいますか、今この時点でということをご議論を込めて限界的に今上げるとすればという議論を多分やっているのだと思っておりますけれども、全体として見た場合に、住民税、固定資産税より消費税のほうが上だとか、そういう議論をしているわけではございませんので、ここも表現を少し抑えたほうがいいのかと思っております。

それから、30ページの税率引き上げのタイミングについての書き方ですね。「景気好転を前提とする」と書いてありますが、それについてももう少し前倒しといいますか、そういうニュアンスを込めたほうがいいのかというご意見かと思っております。ここはいかがでしょうか、何かご意見ございませんか。よろしいですか。

では、私としてもこれは別に先送りをすべきだという議論をやっているわけではございませんので、ここにつきましては、この表現について工夫をさせていただきたいと思っております。

【委員】 上のほうに「時期や引上げ幅を早急に検討する必要がある」とあるじゃないですか。

【小委員長】 そうですね。早急に検討というと、それをもう少し強めるとか。

【委員】 強める。

【小委員長】 この「前提とする」というところを外して、そこをもう少し、より沿うように書きかえる形になりますけれども。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 前提とするのは、さすがに景気好転する前に上げてもいいとまではなかなか言いにくいということだとは思っているので、この文章の平仄というか、先ほどおっしゃったところとの対応関係で言うと、「景気好転を前提とする」というところは残しつつも、その上のほうの「早急に検討する必要がある」というところを、検討は景気好転を待たずともできるというようなニュアンスにさせていただくと。

つまり、「早急」という抽象的なのではなくて、もう少し景気好転を待たずとも検討できるような感じで書いていただけるとありがたいと思います。

【小委員長】 わかりました。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 また読んでいくと3ページに矛盾したことが書いてある。国民負担率が、3ページの上から2つ目の丸ポチ、パラグラフで3つ目のところで、税率が高いからといって経済成長が低いわけではないと言っているわけですね。いや、僕はどっちが正しいかわかりませんが、報告書の中でわりとパッと見て矛盾していると思われる表現があるのはよくないかなという気がします。さっきの景気好転を前提に税率を上げるべきというところに関連してですね。どう書けというのは、僕は建設的な意見は言えませんが。

【小委員長】 わかりました。要するに矛盾しないように、しかも、先ほど〇〇委員が言われたとおり、そういう意味も含めて文案を少し検討させていただきたいと思います。「早急に」ではなくて、責任を持って検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

他はよろしいでしょうか。それでは、温暖化対策税の修正部分につきまして、次にご意見をいただきたいと思います。これについては前回ご議論をいただいたものを踏まえて、下線部が修正された部分でございますので、それについてまたご意見をいただければ。それ以外の部分も含めてご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

〇〇委員。

【委員】 12ページの2つ目のポツのところですが、前回の会議で私が質問しましたときに、発電燃料を免税とするという、この免税は新しく課税されることとなる温暖化対策税を免税とするので、既存の発電燃料についての課税を免税とするものでないという説明があったのですが、もしそれがそうだとすると、この表現は正しくないのではないかと思うのですけれども、その辺はどう考えたらよろしいのでしょうか。

【小委員長】 どうでしょうか。では、この点、事務局から。

【税制調査課長】 先生におっしゃっていただいたとおりの意味、課税の仕方としてはそのとおりですが、温暖化対策税の制度設計の話は今ここに書いておりますので、温暖化対策税としては、発電用燃料は免税と読んでいただければというところなんです。温暖化対策税の制度設計をしている中で、温暖化対策税は全ての化石燃料を課税対象とすべきであると1つ目のポツで言って、2つ目のところも温暖化対策税について、発電用燃料を免税とし、使用段階で電気に課税すると書いております。

【委員】 そういうふうにとれるなら結構です。

それから、次は15ページのところですが、これはあまり大きな問題ではないのですが、一番上のポツのところでも国の徴税機構のことまで詳しくここで述べる必要があるのかと思っています。

【小委員長】 これは地方税部分ではなくて国税部分ですね。

【税制調査課長】 そうですね。

【小委員長】 ここについて、あまり詳しく述べなくてもいいのではないかというご意見かと思えます。これはもう既に課税しているわけですね。

【税制調査課長】 全体として温暖化対策税をすべての燃料にかけるということを前で言うので、そのうち電気と軽油の部分は地方税ですと言っています。それ以外の部分は国税になるのですが、なるべく既存の徴税機構を使うとこういう形になるのではないかというところなんです。とりあえず全部にかけることを前提に議論していて、地方税の部分を明らかにしたので、残りの部分については、このような

とり方があるのではないかということを行っているというつもりです。

【小委員長】 親切にというか、一応、体系立ててやっているということですか。

【委員】 そこまで言う必要があるかどうか。

【委員】 それはあまりこだわりません。それから、18ページの一番上のポツのところですが、このところで3段目の「交通用燃料は総量削減義務の対象に含まれず、電気に係る温暖化対策税を軽減することとなるが、この場合、還付に比べ特別徴収段階での軽減が効率的と考えられる」というのはちょっとこの意味がよくわからないのですが、何を言わんとしているのか。

【小委員長】 この部分についての意味ですか。

【委員】 はい。

【小委員長】 これはどうでしょう。では、事務局、いいですか。

【税制調査課長】 総量削減義務、排出量取引制度がかかっている人たちに、その部分について、もう1回、温暖化対策税を普通にかけてしまっはまずかろうと少し考えたんですね。交通、運輸部門というのは総量削減義務の対象になっていないので、その部分の燃料は実は排出量取引なり、総量削減義務にかからないのだということ的前提に軽減する必要がある。言ってみれば、交通用の軽油は義務がかかっていませんので、そこの整理をする必要はなく、電気について整理をする必要があるのだというのが前段のところなんです。電気に対する温暖化対策税を軽減することになる。そこまでですね。

その先は大分具体的に書いたのですが、電力会社が特別徴収するときに、事業者が払った後、税として還付するのか、あるいはこの人は削減義務の対象者ですということがわかっていて、軽減した形で税を取れるのか。どちらが効率的かという取り方の話を書いているつもりです。かなり細かな話ではあります。

【委員】 何かよくわからないな。交通用燃料が総量削減義務の対象に含まれないからどうなのですか。

【税制調査課長】 総量削減義務の対象に含まれていないので、その義務と温暖化対策税の両方が重なってかかってくるという関係にはないので、特段の配慮はしなくても大丈夫という。

【委員】 還付とか何か、そういうことは要らないということなのですね。

【税制調査課長】 はい。電気は重なってくるので軽減が必要です。

【委員】 何かよくわからない。

【税制調査課長】 今、お話ししていてかなり細かな話をしているので、この部分を残していくかどうかということも少し考えたいと思います。

【委員】 何か一般の人が読んでもわからないと思いました。

【税制調査課長】 わかりました。

【委員】 それから、25ページですが、2つ目の丸ポツのところ、「また、太陽光発電を自家消費した場合、現行の余剰電力買取制度において、その電力は電力会社に流れないことから、温暖化対策税の課税対象とはならず、太陽光発電へのインセンティブが働く仕組みとなっている」ということなのですが、この余剰電力が電力会社に流れないから太陽光発電のインセンティブが働く仕組みになっているということになるのですかね。私は将来、余剰電力が買取制度になっても、それは太陽光発電のインセンティブは働くと思いますが、温暖化対策税の課税対象——この太陽光発電は温暖化対策税の課税対象にならないのは当然のことだと思うのですが、このところがよくわからないですね。

【小委員長】 これは太陽光発電で発電したのも1回電力会社が買い取って、それがもう1回消費者に回っていくと課税されるのですよね。

【税制調査課長】 そうですね。

【委員】 だけど、それによって太陽光発電のインセンティブがそがれることはないと思うのですね。

【小委員長】 そういうことではないと思うのですが。

【委員】 だから、そういうことを言う必要があるのかなど。

【小委員長】 ただ、実際に1回買い取られた場合には、それは要するに自家消費した場合には、もともと電力料金は払わないわけですから、その中に電力料金を払わないで済む人は、当然のことながら温暖化対策税も負担しなくて済むと、そういうことですね。

【委員】 はい。

【小委員長】 そういうことをここでは書いているということですね。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 今、小委員長がおっしゃった表現にしたほうがいい。買取制度云々というのが間に入らないほうがわかりやすいのではないか。

【小委員長】 わかりました。では、よりわかりやすい表現にいきたいと思います。

【委員】 それから、その次の(3)の1つ目のポツですけれども、「再生可能エネルギーの買取費用は、電力会社から消費量に応じて消費者に転嫁されるため、温暖化対策税と重なる部分があるとの見方もある」というのですが、電力会社が再生可能エネルギーを買い取った場合の費用というのは、電力会社が発電燃料を買った費用と同じようなものであって、温暖化対策税と重なる部分があるというのはちょっと意味がわかりません。重なる部分があるというのが。

【税制調査課長】 今の再生可能エネルギーの買取制度ですと、その買い取った金額に応じて消費者に、キロワットアワー当たり幾らと決めて転嫁する仕組みになっています。温暖化対策税も消費者に対し電気料金を上げることになります。転嫁され買取費用が上がってくると、消費者に対する価格を上げているという意味でのインセンティブが同じようになると言われていることもあります。同じように消費者に対して価格を上げるわけじゃないですか。税という形で上げるというのもあるし、買取費用を転嫁するという形で上げるのもあるし、そのあたりが同じようなものなのではないのかという話があるということです。

【委員】 再生可能エネルギーを電力会社が買った場合には、その分の料金を上げるわけですか。

【税制調査課長】 その分、そうですね。消費者に転嫁するという仕組みがあります。

【小委員長】 割高だから。

【委員】 わかりました。以上です。

【小委員長】 いいですか。それでは、ほかの委員から何かございましたら。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 家計への影響とか、さまざまな影響も書いていただいているのでいいと思うのですが、先だって私が申し上げたのは、事業者への影響を言ったのです。個別消費税として設計されるということを前提として、個別消費税という扱いになると、軽油引取税などの例と違って全部の事業者に必然的影響が生ずる。個別消費税は仕入れ税額控除ができないので、税額分をいちいち抜き出すということになるとすると、仕分けのコストとか、計算のコストとかいろいろなことを負担させることになるのです。そのことは何にも触れていないのですが、私は設計としては発電時に課税し価格に含めて個別消費税にならないように設計したほうが事業者にとってはいいと思います。

要するに全部がコストの中に入ってくるということですね。そういう設計が無理だとすると、その影響は書いておく必要があるだろうと。事務負担は大変ですよということですね。しかし、そのことも含めて温暖化対策をしなければいけない。消費者の出費がかさむ、家計への影響がありますよ。事業者は事業者でももちろんコストが上がるということで出費もかさむかもしれないけれども、それと同時に負担は別な形、事務負担の問題が生じますよということを申し上げたのです。本当は個別消費税のような仕組みにしない

ほうがいいのですが、それはなかなか難しいというお考えだろうと思うので。

【税制調査課長】 そうですね。

【委員】 そこはやっぱり明確にしておく必要があるのではないかと思います。

【小委員長】 今の点、これは前回も同じ趣旨のご発言はあったかと思いますが、これはうまく修正はなされていませんか。

【税制調査課長】 今、先生におっしゃっていただいたところは、地方税として消費段階で課税して、消費量に応じて課税すると言っていますので、まさに個別消費税でない設計は非常に難しいところでした。そうした中で、事務負担についてどのような形で書くのかは、とても難しく、今のところこういう状態になっています。設計自体を変えるのは無理ですから、そのあたりの負担の話をどこかにうまく入れていきたいなと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 前回、お話しさせていただいたところで修正を加えていただいた点については、おおむね反映させていただいたと思っています。10ページの冒頭なのですが、これも先ほど私も申し上げた、前回も申し上げたようなことで、改めていただいたのですが、もう一段、冒頭から「見解を異にする」といきなり言ってしまうと、1個目のポツで書くのはいいのですが、最初の文章で「検討されているが」と言っても、そのまま批判に入っているというのは、もう一段、ここで検討している温暖化対策税というものはいかなるものなのか哲学めいたものをもう一段書き加えた上で批判するなら批判したほうがいいのではないかと思います。

言うのは簡単なので、文案めいたもの、この文言でいいかどうかはまた会長、小委員長、事務局でご判断いただくとして、案として例えば「具体案が検討されている。」と一たんは締めておいて、「温暖化対策税は温室効果ガス排出に伴う外部不経済に対し、金銭的なコスト意識に働きかける点で温室効果ガス排出削減のための有力な政策手段の1つである。しかし、目下、検討されている温暖化対策税は」ということで、ここにこういう問題点があって、見解を異にすると、このようにいけば、温暖化対策税という考え方の骨格については別に批判はしていないのですが、個別各論では問題が残っているという、そういうことでもう少し格調高い感じが出るのかと思いました。

それから2つ目のポツのところ、国と地方で税源を配分すべきというのは確かにそうなのですが、配分するというと、いかようにでも配分するということにも読めるので、「適切に配分する」と一言補っておくとよいと思います。

それから、10ページの一番下のポツのところ、最後の文章ですが、地方税が先行し、こういうオプションと考えていると書いてあるのですが、先行するかないかというよりも、別に国は国で考えてもいいけれど、地方は地方でこういうプランがある、オプションがあるということで、もう少し独自性を出すというような感じでいいのではないか。そういう意味では「地方税が独自に」とか、そういうような表現のほうがいいのかと思いました。

以上です。

【小委員長】 前回、特定の役所についての批判、名前を挙げての批判はやめましょうということだったのでやめているのですが、もう一段配慮を入れて、確かに国が温暖化対策税を導入しましょうということを出したことは、これは非常に大きな前進でございまして、そういうことを評価した上で、温暖化対策税の意義を評価した上で、さらに我々はもっと前進するためのよりよい策を考えましょうという、そういう配慮で議論を前向きに進めていきたいということかと思っています。そのとおりだと思いますので、

少し表現について、今ご示唆いただいたことを参考にして検討させていただきたいと思います。

他はいかがでしょうか。これで大体よろしいでしょうか。〇〇委員、何かございますか。いいですか。

【委員】 はい。特に。

【小委員長】 それでは、この点につきまして貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。本日、いただきましたご意見を踏まえて必要な修正を行わせていただきたいと思います。ただ、修正につきましては、会長、私、それから、温暖化対策税の部分につきましては分科会長を含めて、このメンバーにお任せいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【小委員長】 では、よろしくお願いいたします。

その他でございます。1点でございます。実は第4回の小委員会におきまして、納税催告事務の民間委託について、委託業者の事務執行等、個人情報保護の関係について〇〇委員、それから、〇〇委員からも問題提起をいただいております。今回、事務局で都としての考え方を整理しておりますので、それについて説明をお願いしたいと思います。よろしいですか。

【税制調査担当課長】 それでは、説明をさせていただきます。まず、受託業者に対する個人情報の提供ということ自体が、いわゆる守秘義務違反になるのではないかとというご指摘があったかと思えます。まず、この関係について東京都全体として、個人情報の取り扱いを含む業務について、相当の範囲で委託をしている状況がございます。それにつきまして、東京都におきましては個人情報保護条例というものがございまして、そこで都側及び受託業者の双方に対して個人情報の保護に対して必要な措置を講じる。例えば都側につきましては、契約上でそういったことをしないようにということで縛る。あるいは受託業者の側では、そういった事故が起きないように万全の体制を敷くということを義務づけています。

こういった扱いにつきましては、受託業者に対する個人情報の提供を前提としているということで、都の個人情報保護の部局について確認をしたところ、委託業者に対する個人情報の提供につきましては、都民サービスの向上等の目的で行います都の業務遂行の一環であるということで、いわゆる守秘義務違反には該当しないという見解をいただいているところでございます。ちなみに、国の行政機関の保有する個人情報と委託業者の関係につきましても、いわゆる行政機関保有個人情報保護法で同様の規定があるというところでございます。

総務省の地方税部局におきましても、地方税の徴収対策の一層の推進ということで、納税催告、いわゆる法令上、徴税吏員に限定されていない非権力的な業務につきましては、民間委託は可能であるということで各団体に通知しております。それに基づきまして各地方団体においても民間委託の推進を行っているというところでございます。

それから、個人情報を提供するにあたって滞納税額まで提供するのはいかがなものかというご意見をいただいたかと思えます。これにつきましては、受託業者が滞納者に対して電話、文書によって納税催告を行うという場合には、相手側から滞納内容、あるいは滞納内容の確認ですとか問い合わせといった場面が頻繁に発生するということがございます。そういった場合、やはりこちらのほうも滞納税額を持っていないと、そういった交渉とか呼びかけの話になりませんので、滞納税額につきましては必須情報ということで、事業者に対して提供した上で納税催告をやってもらうということにならざるを得ないと考えております。これにつきましては、総務省の通知でも滞納者に対して地方税を滞納している事実、それから、滞納税額を伝えること、滞納税額を伝えて自主納付を呼びかけることについては、民間業者に委託して実施することは可能であるとしているところでございます。

それから、最後に、これは念のためということですが、受託業者の側での個人情報の漏洩を防止するた

めの措置ということで、2点ばかりでございます。まず、受託業者側に対する措置としては、先ほど申し上げましたとおり、契約上で個人情報の保護義務を課している。義務違反、懈怠の場合における契約解除権、あるいは都が損害をこうむった場合の損害賠償請求権といったものを留保してございます。

それから、実際、受託業務の従事者に対しては、これは個人情報漏洩の場合は、個人情報保護条例によって罰則が定められているという形で安全性を担保しているという状況でございます。

基本的な都の扱いについては、以上でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。委員会で出た問題提起でございますので、これも議事録に残させていただくということで進めたいと思います。

それでは、本日の議事を終了いたします。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございました。これをもちまして第7回の小委員会を閉会させていただきます。

— 了 —